

5 総防管第 381 号
令和 5 年 5 月 2 日

関係団体各位

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

都民・事業者への要請・協力依頼の終了及び都対策本部の廃止について

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

国は新型コロナウイルス感染症を 5 月 8 日から 5 類感染症に位置付け、基本的対処方針及び政府対策本部の廃止を決定しました。

都においても、4 月 28 日開催の東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、都民や事業者への要請・協力依頼を終了し、都の対策本部を廃止することを決定しました。(資料 1)

皆様におかれましては、この間、多大なるご協力をいただき、心より感謝を申し上げます。

5 月 8 日以降は、都が感染防止対策を一律に求めるのではなく個人・事業者の状況に応じた自主的な判断と取組が基本となります。

都では、5 類移行後の感染防止対策の考え方について、都民の皆様へより一層の周知を図るため、ポスターとデジタルサイネージ等で再生できるスライドショーを作成いたしました。

ポスターについては、以下の東京都防災ホームページにデータを掲載しておりますので、皆様におかれましては、貴団体に加盟している組織等を含めた関係者の皆様へ周知いただくとともに、ポスターの掲示等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。(資料 2)

デジタルサイネージ等で再生できるスライドショーについては、ご協力頂ける関係者様がいらっしゃれば、送付させていただきますので、担当者までご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

また、パーティションについては、引き続き感染対策として活用するほか、資源の有効利用の観点から、できる限り保管することを事業者の皆様へお願いするものです。あわせて、リサイクル等の際の相談先もご案内いたします（資料3）

関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

なお、都は、皆様からの問合せに対応するコールセンター「東京都新型コロナ感染対策コールセンター（電話：03-5388-0567）」を設置しております。併せまして、関係者の皆様に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【送付資料】

資料1：令和5年4月28日付け「都民・事業者への要請・協力依頼の終了及び都対策本部の廃止について」

資料2：令和5年5月8日付け「5類移行後の感染防止対策の考え方に関するポスター掲載について」

（東京都防災ホームページ）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1027825.html>

資料3：令和5年4月28日付け「これまで活用してきたパーティションの取扱い」

【参考資料】

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止について
（令和5年4月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_050427.pdf

- ・「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について
（令和5年4月28日閣議決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001092478.pdf>

・ イベントの開催制限、施設の使用制限、業種別ガイドライン等の取組の廃止に当たっての留意事項について

(令和5年4月27日付け 内閣官房事務連絡)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230427.pdf

・ 飲食店における第三者認証制度の廃止に当たっての留意事項について

(令和5年4月27日付け 内閣官房事務連絡)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_inshokuten_daisanshaninshou_20230427.pdf

※以上の他、「感染症に関する資料の送付先について」を

同封しておりますので、併せて御確認のほど、よろしく願いいたします。